

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に
規定する「知事が認める方法」について

平成28年4月1日
秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例(平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。)第2条に規定する「知事が認める方法」は次のとおりとする。

(モデル建物法)

1 条例第2条第1項第1号、第2号、第3号(一)(3)後段、同号(一)(4)、第4号(一)(3)イ、同号(一)(4)、第5号(三)後段及び同号(四)に規定する知事が認める方法は、モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロ(建築物エネルギー消費性能基準)、第10条第1号イ(2)及びロ(2)(建築物エネルギー消費性能誘導基準)に示す基準)とする。

(仕様基準による計算方法、モデル住宅法又はフロア入力法)

2 条例第2条第1項第5号(一)、同号(二)後段及び(三)中段に規定する知事が認める方法は、仕様基準による計算方法(基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に示す基準)、モデル住宅法又はフロア入力法(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に示す基準)とする。

(共用部分を計算しない評価方法)

3 条例第2条第1項第3号(一)(2)、同号(一)(3)前段、第4号(一)(2)、同号(一)(3)ア、第5号(二)前段及び同号(三)前段に規定する知事が認める方法は、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に示す基準(基準省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。)(共用部分を評価しない建築物エネルギー消費性能基準)、基準省令第10条第2号ロに示す基準(基準省令第12条第2項第2号の適用があるものに限る。)(共用部分を評価しない建築物エネルギー消費性能誘導基準))とする。

- ・平成28年4月1日制定
- ・平成29年4月1日改正
- ・令和2年4月1日改正